

## 産前産後の休暇、育児休業等による研究の中断について

科研費は、産休・育休等による中断・補助事業期間の延長が可能です。

- **事前の手続きが必要**ですので、該当する研究者は、早めに研究支援課研究支援係へご連絡ください。ただし、研究分担者の場合は、育児休業等に伴う研究の中断の制度はありません。
- ※ **研究代表者が産前産後休暇または育児休業中等に経費を執行することは認められません。**

### ● 補助金課題の場合

- ・産前産後休暇または育児休業の取得のため研究を中断し、未使用の補助金の翌年度以降の再交付を希望する場合は手続きが必要です。研究を中断する前に、様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」を提出してください。基本的には中断した期間を再開後にスライドする形になります。再開の際は「研究開始（再開）予定年月日」の1ヶ月前までに研究支援課研究支援係に連絡をし、交付申請書の作成・提出準備をしてください。
- ・中断をした場合、未使用の補助金は返還する必要があります。研究分担者に配分している分担金、間接経費も返還が必要です。
- ・延長できる研究期間は、中断した期間に応じた期間となります。
- ・年度内に研究を中断し、かつその年度内に研究を再開する場合、上記の申請書の提出は不要です。また、その場合、延長が可能な期間は1年度となります。
- ・繰越しの承認を受けた補助事業については、育児休業等により研究を中断することはできません。

### ● 基金課題の場合

研究代表者は産前産後の休暇又は育児休業を取得する期間に応じて研究を中断することが可能です。育児休業等の取得により1年を超えて補助事業を中断することが判明した時点で、様式F-13-1「研究中断届」を提出してください。

研究を中断する場合の手続き

中断事由 中断期間	産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合		左記以外の場合（※2）
	補助事業期間の延長を希望する	補助事業期間の延長を希望しない	補助事業期間の延長不可
1年以内	（取得時） 手続不要 （再開時） 補助事業期間の延長を申請（※1）	（取得時） 手続不要 （再開時） 手続不要	（取得時） 手続不要 （再開時） 手続不要
1年を超える場合	（取得時） 研究中断届を提出 （再開時） 補助事業期間の延長を申請（※1）	（取得時） 研究中断届を提出 （再開時） 手続不要	補助事業の廃止

（※1） 補助事業期間の延長承認申請の手続は、当初の補助事業期間内に行ってください。

（※2） 海外における研究滞在等による研究中断等の場合を除く。

- ・中断をした場合、研究費を返還する必要はなく、研究を再開するまで大学で管理されます。
- ・中断期間中、研究分担者に配分した分担金の執行は、研究代表者からの理由書等の提出により、研究遂行上必要であると判断されれば原則可能です。事前に研究支援課研究支援係にご相談ください。